

動物の遺棄、
動物への虐待は、

犯罪です！

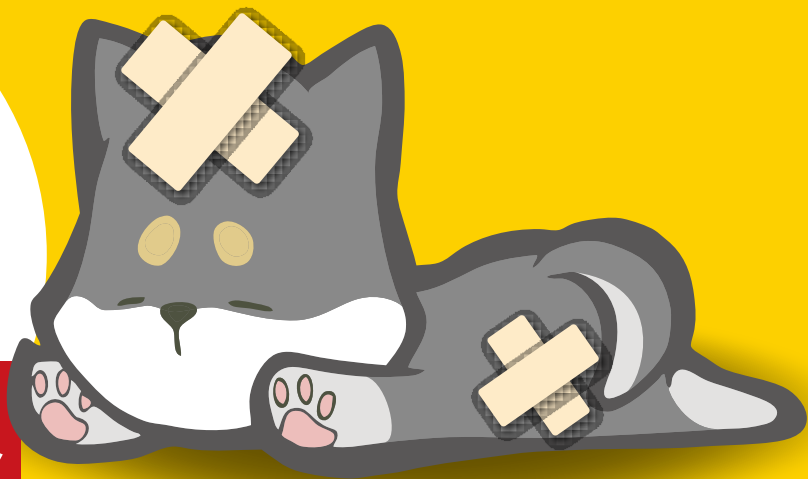
※動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、罰則が強化されます。

殺傷は

2年以下の懲役
または200万円以下の罰金

改正後

**5年以下の懲役
または500万円以下の罰金**



遺棄・虐待は

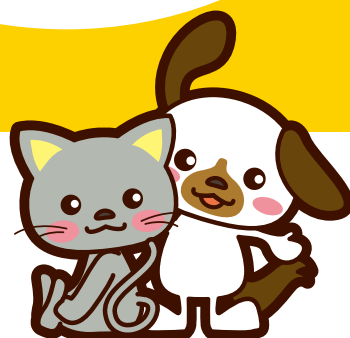
100万円以下の罰金

改正後

**1年以下の懲役
または100万円以下の罰金**



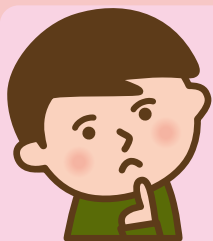
**動物は責任を持って
最後まで飼いましょう！**



ペットにマイクロチップを装着しましょう

令和4年度までに
施行予定！

動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、犬猫の飼い主には飼い犬・飼い猫へのマイクロチップの装着、飼い主情報の登録の努力規定が設けられました。



マイクロチップってなに？

マイクロチップは、15桁の数字が記録された電子標識器具です。

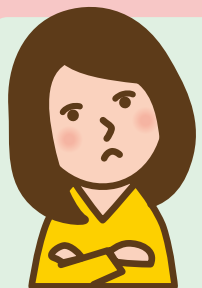
動物の体内に埋め込むと首輪や名札のように外れて落ちる心配がなく、半永久的に読み取りが可能な身元証明になります。



どうやって読み取るの？

保健所や動物病院に配備されている専用のリーダーで読みとります。

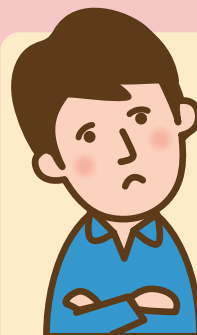
読み取った15桁の数字をデータベースで照合し、飼い主情報を取得することにより、飼い主に連絡することができます。



どうやって装着するの？

動物病院の獣医師が、専用の注射器を使って埋め込みます。

費用は、動物の種類や動物病院によって異なりますが、数千円程度です。



どんなときに役立つの？



迷子で離ればなれ…

災害発生時に離ればなれ…

盗難や事故で離ればなれ…



飼い主のもとに
戻ってくる可能性が
高くなります

登録の手続きをお忘れなく！

マイクロチップを装着したら、必ず飼い主の情報を登録しましょう。

登録した情報が変わった際も、変更の手続きをしましょう。

登録・変更の手続き方法は、購入したペットショップやかかりつけの動物病院などにお問い合わせください。

注意

せっかく装着しても、
登録情報が不正確だと、
無意味になって
しまいます…



※ペットがいなくなった！

いなくなった場所を管轄する保健福祉（環境）事務所と警察署の落とし物係に連絡しましょう。